

改正障害者雇用促進法と 精神・発達障害者への職場支援

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

平成28年4月より、障害者雇用促進法が改正施行され、事業主に対し「合理的配慮の提供義務」が課され、本年4月からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられました。

また、精神障害者を雇用する場合は、身体障害者や知的障害者以上に障害特性についての理解が必要とされています。

そこで今回は、新潟労働局の担当官と精神保健福祉士をお招きし、法改正の内容とともに、精神・発達障害者の職場での支援方法などについて解説いただくことといたしました。

今回はオープンセミナーとし、会員外の方のご参加もお受けいたします。多数のご参加をお待ちしております。

講義内容

第1部 改正障害者雇用促進法のポイント

- ・合理的配慮の提供義務
- ・雇用率算定時の短時間労働精神障害者のカウントについて など

第2部 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」ー精神障害者・発達障害者への職場支援

- ・精神障害・発達障害とは
- ・精神障害・発達障害のある同僚と共に働く上でのポイント など

開催日時	平成30年8月9日（木） 14時00～16時30分	
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会） 新潟市中央区川岸町1-47-3	
講師	新潟労働局職業安定部担当官・精神保健福祉士	
定員	100名 (定員に達し次第締め切らせていただきます。)	
受講料	会員	無料（1会員2名まで） (3名以上は1名につき 2,000円(消費税込)を当日現金で申し受けます。)
	会員外	1名につき 2,000円（消費税み） (当日現金で申し受けます。)

申込方法	下記申込書にて FAX (025-267-2310) または ホームページ (http://www.niigata-keikyo.jp) よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申込締切日	平成30年8月2日(木)
備考	<u>駐車場がございませんので、公共交通機関などでお越しください。</u>
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL (025) 267-2311

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025) 267-2310

下越支部人事労務セミナー申込書 (8/9)

会社名		
所在地	(〒)	
ご担当者	お名前	所属・役職
連絡先	TEL:	FAX:

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込 その他 請求書 要 不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。